

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（令和4年版）										改定（令和5年版）										有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下			項	
編章節条 (項目見出し)						現行条文	編章節条 (項目見出し)						新条文										
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	無	
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	無	
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	無	
1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	建設副産物	1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	建設副産物	1	1	1	19	0	1	無	
1	1	1	19	4	1	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	4	1	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	4	1	無	
								1	1	1	19	4	2		また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	19	4	2	有	諸法令の改正に伴う【県独自】
1	1	1	19	5	1	5.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	5	1	5.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	5	1	無	
								1	1	1	19	5	2		また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	19	5	2	有	諸法令の改正に伴う【県独自】
1	1	1	19	7	1	7.建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	1	1	1	19	7	1	7.建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	1	1	1	19	7	1	有	誤記修正
1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	施工管理	1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	施工管理	1	1	1	24	0	1	無	
1	1	1	24	3	1	3.標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行者等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	24	3	1	3.標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行者等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	24	3	1	無	
1	1	1	24	3	4	図1-1-2 標示板の例	図1-1-2 標示板の例	1	1	1	24	3	4	図1-1-2 標示板の例	図1-1-2 標示板の例	1	1	1	24	3	4	有	誤記修正
1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	41	0	1	無	
								1	1	1	41	4	1	4.法定外の労災保険の付保	「土木工事標準積算基準書」が適用された工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	1	1	1	41	4	1	有	11-7-1-14から編入国準拠【県独自】
1	1	1	41	4	1	4.補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	1	1	1	41	5	1	5.補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	1	1	1	41	5	1	無	
1	1	1	41	5	1	5.建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。	1	1	1	41	6	1	6.建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。	1	1	1	41	6	1	無	
1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	無	
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	無	
1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	1	無	
1	2	4	1	15	1	15.伐開除根作業範囲	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表1-2-3に従い施工しなければならない。	1	2	4	1	15	1	15.伐開除根作業範囲	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表1-2-3に従い施工しなければならない。	1	2	4	1	15	1	無	
1	2	4	1	15	2	表1-2-3 伐開除根作業	表1-2-3 伐開除根作業	1	2	4	1	15	2	表1-2-3 伐開除根作業	表1-2-3 伐開除根作業	1	2	4	1	15	2	有	誤記修正
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	無	
1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	無	
1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	無	
1	3	5	4	3	1	3.練混ぜ	3.練混ぜ	1	3	5	4	3	1	3.練混ぜ	3.練混ぜ	1	3	5	4	3	1	無	
1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	有	表記統一
1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	1	無	
1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	締固め	1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	締固め	1	3	6	5	0	1	無	
								1	3	6	5	4	1	4.狭隘・過密鉄筋箇所における締固め	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工計画書に記載しなければならない。	1	3	6	5	4	1	有	新規追加国準拠

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（令和4年版）							改定（令和5年版）							有無	改定理由	
編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項以	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項以			新条文
11	0	0	0	0	0	第11編	11	0	0	0	0	0	第11編	その他	無	【県独自】
11	7	0	0	0	1	第7章	11	7	0	0	0	1	第7章	その他	無	【県独自】
11	7	1	0	0	1	第1節	11	7	1	0	0	1	第1節	工事着手前に確認すべき事項	無	【県独自】
11	7	1	1	0	1	11-7-1-1	11	7	1	1	0	1	11-7-1-1	電子納品	無	【県独自】
11	7	1	1	1	1	1.	11	7	1	1	1	1	1.	鹿児島県土木部が発注する工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。	無	【県独自】
11	7	1	1	1	2		11	7	1	1	1	2		ガイドラインは鹿児島県ホームページから最新版を取得し使用すること。	無	【県独自】
11	7	1	1	2	1	2.	11	7	1	1	2	1	2.	ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
							11	7	1	6	0	1		公共工事における材料使用承認願について	有	新規追加【県独自】 H080902土木部長通知
							11	7	1	6	1	1	1.	工事に使用する材料については、「材料使用承認願」に記入の上、施工計画書とともに監督職員に提出し承諾を得ること。（任意仮設材料は除く）。	有	新規追加【県独自】
							11	7	1	6	1	2		また、材料の変更及び追加があった場合は、その都度、別様により監督職員の承諾を得ること。	有	新規追加【県独自】
							11	7	1	6	1	3		様式については、鹿児島県ホームページから取得すること。	有	新規追加【県独自】
							11	7	1	6	2	1	2.	「材料使用承認願」に記載した材料については、品質等が確認できる試験成績表等（以下、「資料等」という。）を添付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、特記仕様書等において指示したものを除き、原則として資料等は添付しないこととする。	有	新規追加【県独自】
							11	7	1	6	2	2		(1) JIS製品	有	新規追加【県独自】
							11	7	1	6	2	3		(2) すべての県単独事業	有	新規追加【県独自】
							11	7	1	6	2	4		(3) 請負金額が2,000万円未満の補助事業（災害復旧事業を含む）	有	新規追加【県独自】
11	7	1	14	0	1	11-7-1-14	11	7	1	14	0	1	11-7-1-14	法定外の労災保険の付保	有	1-1-1-41に移動
11	7	1	14	0	2		11	7	1	14	0	2		「土木工事標準積算基準書」が適用された工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	有	1-1-1-41に移動
11	7	1	19	0	1	11-7-1-19	11	7	1	19	0	1	11-7-1-19	現場代理人の兼任	無	【県独自】 R050303土木部長通知
11	7	1	19	1	1	1.	11	7	1	19	1	1	1.	現場代理人の兼任を認める工事	無	【県独自】
11	7	1	19	1	4	(1)	11	7	1	19	1	4	(1)	兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	19	1	5		11	7	1	19	1	5		※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	20	0	1	11-7-1-20	11	7	1	20	0	1	11-7-1-20	工事現場の現場環境改善	無	【県独自】 H290714技術管理室長通知
11	7	1	20	1	1	1.	11	7	1	20	1	1	1.	工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。請負者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。	有	表記統一【県独自】
11	7	1	22	0	1	11-7-1-22	11	7	1	22	0	1	11-7-1-22	現道工事等における交通誘導員の資格要件	有	表記統一【県独自】 R0503技術管理室長通知
11	7	1	22	1	1		11	7	1	22	1	1		本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1級、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。	有	表記統一【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（令和4年版）						改定（令和5年版）													
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	有無	改定理由
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)													
11	7	1	22	1	2							11	7	1	22	1	2	有	誤記修正【県独自】
												11	7	1	22	1	3	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	22	1	3							11	7	1	22	1	4	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	23	0	1	11-7-1-23						11	7	1	23	0	1	無	【県独自】 R050303技術管理室長通知
11	7	1	23	1	1							11	7	1	23	1	1	無	【県独自】
11	7	1	23	1	2							11	7	1	23	1	2	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	23	1	3							11	7	1	23	1	3	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	23	1	4							11	7	1	23	1	4	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	23	1	5							11	7	1	23	1	5	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	23	1	6							11	7	1	23	1	6	有	表記統一【県独自】
11	7	1	23	2	1							11	7	1	23	2	1	無	【県独自】
11	7	1	23	2	2							11	7	1	23	2	2	有	表記統一【県独自】
11	7	1	25	0	1	11-7-1-25						11	7	1	25	0	1	無	【県独自】 R0503技術管理室長通知
11	7	1	25	1	1							11	7	1	25	1	1	無	【県独自】
11	7	1	25	1	2							11	7	1	25	1	2	有	表記統一【県独自】
11	7	1	25	1	3							11	7	1	25	1	3	無	【県独自】
11	7	1	25	7	1	7.						11	7	1	25	7	1	無	【県独自】
11	7	1	25	7	2							11	7	1	25	7	2	無	【県独自】
11	7	1	25	7	3							11	7	1	25	7	3	有	表記統一【県独自】
11	7	1	25	7	4							11	7	1	25	7	4	無	【県独自】
11	7	1	25	7	7	②						11	7	1	25	7	7	無	【県独自】
11	7	1	25	7	9							11	7	1	25	7	9	有	表記統一【県独自】
11	7	1	25	7	10							11	7	1	25	7	10	有	表記統一【県独自】
11	7	1	26	0	1	11-7-1-26						11	7	1	26	0	1	無	【県独自】 R0503土木部長通知

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（令和4年版）							改定（令和5年版）							有無		改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有	無	改定理由
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							新条文									
11	7	1	26	1	1																有	無	廃止【県独自】
11	7	1	26	1	2	1.							1.	11	7	1	26	1	1	1.	有	無	【県独自】
														11	7	1	26	1	2		有	無	新規追加【県独自】
11	7	1	26	1	3	(1)							3	11	7	1	26	1	3		有	無	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	26	1	4	(2)							4	11	7	1	26	1	4		有	無	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	26	1	5	(3)							5	11	7	1	26	1	5		有	無	【県独自】
													6	11	7	1	26	1	6		有	無	新規追加【県独自】
													7	11	7	1	26	1	7		有	無	新規追加【県独自】
													8	11	7	1	26	1	8		有	無	新規追加【県独自】
11	7	1	26	2	1	2.							2.	11	7	1	26	2	1	2.	有	無	諸基準の改定に伴う【県独自】
														11	7	1	26	3	1	3.	有	無	新規追加【県独自】
														11	7	1	26	4	1	4.	有	無	新規追加【県独自】
11	7	1	26	3	1	3.								11	7	1	26	5	1	5.	有	無	諸基準の改定に伴う【県独自】
														11	7	1	26	6	1	6.	有	無	新規追加【県独自】
														11	7	1	26	7	1	7.	有	無	新規追加【県独自】
11	7	1	26	4	1	4.								11	7	1	26	8	1	8.	無	無	【県独自】
11	7	1	26	5	1	(指定処分Bの場合)															有	有	廃止【県独自】
11	7	1	26	5	2	1.															有	有	廃止【県独自】
11	7	1	26	5	3	(1)															有	有	廃止【県独自】
11	7	1	26	5	4	(2)															有	有	廃止【県独自】
11	7	1	26	6	1	2.															有	有	廃止【県独自】
11	7	1	26	7	1	3.															有	有	廃止【県独自】
11	7	1	26	8	1	4.															有	有	廃止【県独自】
11	7	1	29	0	1	11-7-1-29								11	7	1	29	0	1	11-7-1-29	無	無	【県独自】
11	7	1	29	1	1	(余裕期間を120日間設定できる場合)								11	7	1	29	1	1		有	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	29	1	2	1.															有	有	廃止【県独自】
11	7	1	29	2	1	2.								11	7	1	29	1	1	1.	有	無	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	29	3	1	3.								11	7	1	29	2	1	2.	無	無	【県独自】
11	7	1	29	4	1	4.								11	7	1	29	3	1	3.	無	無	【県独自】
11	7	1	29	5	1	5.								11	7	1	29	4	1	4.	無	無	【県独自】
11	7	1	29	6	1	(工事開始日の期限を指定する場合)								11	7	1	29	5	1		無	無	【県独自】
11	7	1	29	6	2	1.															有	無	廃止【県独自】
11	7	1	29	7	1	2.								11	7	1	29	5	2	1.	有	無	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	7	1	29	8	1	3.								11	7	1	29	6	1	2.	無	無	【県独自】
11	7	1	29	9	1	4.								11	7	1	29	7	1	3.	無	無	【県独自】
11	7	1	29	10	1	5.								11	7	1	29	8	1	4.	無	無	【県独自】
11	7	2	0	0	1	第2節								11	7	2	0	0	1	第2節	無	無	【県独自】
11	7	2	3	0	1	11-7-2-3								11	7	2	3	0	1	11-7-2-3	無	無	【県独自】

R050214技術管理室長通知

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（令和4年版）							改定（令和5年版）							有無	改定理由	
編	章	節	条	項	下項	編章節条項以下	編	章	節	条	項	下項	編章節条項以下			新条文
11	7	2	3	0	2	ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別表「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。	11	7	2	3	0	2	ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別表「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。	無	【県独自】	
11	7	2	3	0	3	表7-1	11	7	2	3	0	3	表7-1	ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について	有	発生地区データの更新【県独自】
11	7	2	8	0	1	11-7-2-8	11	7	2	8	0	1	11-7-2-8	産業廃棄物管理表（マニフェスト）の提出	無	【県独自】 H280318技術管理室長通知
11	7	2	8	0	2	工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式1））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。	11	7	2	8	0	2	工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式1））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。	無	【県独自】	
11	7	2	8	0	3	ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。	11	7	2	8	0	3	ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。	無	【県独自】	
							11	7	2	8	0	4	電子マニフェストの場合は、受渡確認表の写しを添付すること。	有	新規追加【県独自】	

現行（令和4年版）	改定（令和5年版）	改訂理由
<p>第1編 第1章 1-1-1-2.4 図1-1-2 表示板の例</p> 	<p>第1編 第1章 1-1-1-2.4 図1-1-2 標示板の例</p> 	<p>誤記修正</p>

土木共通仕様書新旧対照表

現行（令和4年版）					改定（令和5年版）					改訂理由
第1編 第2章 1-2-4-1 表1-2-3 伐開除根作業					第1編 第2章 1-2-4-1 表1-2-3 伐開除根作業					誤記修正
区 分	種 別				区 分	種 別				
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木		雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高1mを超 える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	
盛土高1m以下の場合	根からすき取る	除去	抜根除去	同左	盛土高1m以下の 場合	根からすき取る	除去	抜根除去	同左	

現行（令和4年版）	改定（令和5年版）	改訂理由
<p>第11編 第7章 11-7-2-3 表7-1 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について</p> <p>1 土・樹木等の措置 (1)発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。 (2)廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。 一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間焼却施設 産業廃棄物：業の許可を有している民間焼却施設</p> <p>2 工事区域周辺部の措置 周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。</p> <p>3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置 (1)薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。 (2)薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。</p> <p>4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置 付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。</p> <p>5 未発生地区での措置 発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。</p> <p>※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区 H11：南九州市（旧額姪町、旧知覧町） H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町） H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市 H16：鹿児島市 H17：指宿市 H22：出水市、南さつま市 H25：霧島市、阿久根市 H26：鹿屋市、始良市 H29：長島町 R03：西之表市</p>	<p>第11編 第7章 11-7-2-3 表7-1 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について</p> <p>1 土・樹木等の措置 (1)発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。 (2)廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。 一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間焼却施設 産業廃棄物：業の許可を有している民間焼却施設</p> <p>2 工事区域周辺部の措置 周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。</p> <p>3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置 (1)薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。 (2)薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。</p> <p>3 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置 付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。</p> <p>4 未発生地区での措置 発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。</p> <p>※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区 H11：南九州市（旧額姪町、旧知覧町） H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町） H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市 H16：鹿児島市 H17：指宿市 H22：出水市、南さつま市 H25：霧島市、阿久根市 H26：鹿屋市、始良市 H29：長島町 R03：西之表市、中種子町、錦江町 R04：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町</p>	<p>発生地区の追加</p>